

カウンセラーの行為に対する倫理的許容度 －大学生と大学院生との比較

渡 部 敦 子*

Ethical Judgments of Counselors' Behavior: Comparison between Undergraduates and Graduate Students.

Atsuko Watanabe

The purpose of this study was to examine attitudes concerning counselors' professional ethics. 113 undergraduates and 32 graduate students of clinical psychology majors were asked to respond to questionnaire of 30 issues of ethical situations. Major findings from the comparison between undergraduates and graduate students included: (1) undergraduates' ethical judgments ranged more widely than graduate students, (2) undergraduates attached greater importance to enough information to clients about counseling and counselors' professionalism, (3) graduate students regarded not to have a multiple relations as the important things, (4) graduate students thought that counselors should explain their behavior to clients at sessions. Results suggested that ethical judgments of the general public were unclear, so counselors should be sensitive to ethical judgments and make a profound study.

Key Words : professional ethics, ethical standards for undergraduates, ethical attitudes

I 問題と目的

近年、日本の心理学の諸領域において、倫理問題について取り上げられることが増加している。1987年と最も早期に倫理綱領を制定した日本行動分析学会に続き、日本催眠医学心理学会や財団法人日本臨床心理士資格認定協会は、1990年には倫理綱領を発表したが、多くの心理学関連諸団体において倫理規定が制定されたのは、1990年代後半から2000年代にかけてであった（例えば日本心理学会では1997年、日本教育心理学会では2000年）。また臨床心理学領域においては、2004年には、第1回の「臨床心理士のための倫理ワークショップ」が日本臨床心理士会によって開催されたり、これらと前後して関連書籍が相次いで出版されたりなど（たとえばCorey et al., 2003 / 2004、金沢、2006、松原、2006、水野、2006、松田ら、2009など）、臨床実践にまつわる関心も高まっている状況である。

このような日本での倫理への意識の高まりの背景としては、1つには個人の権利尊重の気運が高まったことが挙げられるであろう。たとえば医療領域では、1990年代からインフォームド・

2020年10月12日受理

*尚綱学院大学 心理学類 准教授

コンセントに関する議論が重ねられ、1997年には医療法にて義務化されることとなった。他にも、2005年には個人情報保護法案が施行されるなどして、様々な領域において、情報の取り扱いが厳密になるといった動きがみられるなどしている。またもう1つには、カウンセリングや心理療法といった概念が社会的に認知され、職業として成熟しはじめたこともあるであろう。心理臨床家の人数や活躍の場が増えたことや、実際にカウンセリングを受ける人が増加しその職務内容について知られてくるようになったために、そのあり方に対する批判意識が内外から高まったと考えられる。

ところで、そもそも倫理とは、社会生活で人が守るべき道理であり、行動や判断の基準となるものである。このような判断基準は、さまざまな職業集団においても必要とされるものであり、それは職業倫理と呼ばれる。職業倫理は、その職業が社会に信頼され成立するために必要不可欠なものであるとされている（金沢、2006）。それゆえ心理臨床の領域においても、職業倫理の定着を促進するために、職業倫理に関する研究を積み重ねていく必要があるであろう。これまでに報告されている研究には、主として日本心理臨床学会や日本臨床心理士会が行っている実態調査や（日本心理臨床学会倫理委員会、1999、2002、末廣、1999）、倫理感覚といったものをどう教育するかという視点からの報告（たとえば鑑、1997、金沢2002、2004、慶野、2010、心理臨床学会倫理委員会、2006）がある。唯一、具体的な状況に対する倫理判断について調査した研究としては、金沢ら（1996）によるものがあり、学生相談業務に携わっている学生相談学会会員に対して、どのような行為が倫理的であるかを調査しアメリカでの先行研究との比較を行っている。その結果、倫理判断についてあいまいな回答が多く、個々人により判断がばらつくということが指摘されている。さらに、職業集団全体としての職業倫理が定着していないのではないかと考察している。

ところでこのように、カウンセラー自身を対象とした研究においては、カウンセラー自身がどのような倫理意識を持っているかを明らかとし、その結果を指針として自らの立ち位置を知ることではできないもの、対象者であるクライアント、相談者自身の感じ方を知ることではできない。しかし心理臨床という活動が2者の対人関係によって成立するものであるということから考えると、相談者が何を考え何を求めているのか、カウンセラーのどのような行為に不信感を持つ傾向があるのかを知っておく必要があると思われる。そしてそれを知ることが、より良い臨床実践につながっていくとも考えられる。そこで本研究では、カウンセリングにおけるさまざまな状況に対し倫理的にどう判断するかについて、職業としてカウンセリングを行っている専門家ではなく、カウンセリングを受ける側に近い立場と考えられる大学生を対象に調査を行った。さらに本研究では、比較対象として、臨床心理士を養成する大学院に所属する大学院生をも調査対象者とした。大学院生は、心理臨床の場で将来的に働くことを望み学んでいる者であり、ある程度倫理的に判断に悩むような場面におけるシミュレーションは行っているという意味では専門家寄りではあるが、一方でいまだ十分な実践を積んでいる段階にはおらず、学生ならではの判断という特徴が見出される可能性があるためである。特に判断が困難な状況に陥った場合でなければ口に出して検討しあうという機会も少なく、皆がどのような倫理観を持っているのかを把握することは難しいなかで、このような各群を対象に調査を行うことには十分な意義が認められよう。

II 方法

1. 調査協力者

社会福祉系私立大学に在籍している大学生 113 名、臨床心理士養成指定大学院に在籍している臨床心理学を専攻する大学院生 32 名。大学生については、社会福祉を専攻するという点では対人援助に対する関心を持つ一群であるという特徴を持つが、ほとんどが大学 1 年生でありようやく勉学の端緒についたところであることから、カウンセリングを受ける側としての一般的な感覚を未だ持ち合わせていると考えられる。

それぞれ講義時間の一部を利用し、調査用紙の説明と回答への協力を依頼し、同意する場合は用紙を持ち帰り次回の講義終了時に提出させた。

回答の記入漏れ等を除いて、最終的に分析の対象となったのは大学生 112 名（男性 45 名、女性 67 名）、大学院生 32 名（男性 9 名、女性 23 名）であった。また平均年齢は大学生 18.84 歳（標準偏差 0.74）、大学院生 27.44 歳（標準偏差 7.41）であった。

2. 実施時期

2007 年 12 月～2008 年 7 月。

3. 調査用紙の構成

(1) カウンセリング関連行為に対する倫理的許容度 日本臨床心理士会倫理綱領（2004）などを参考にして、カウンセリングに関連する行為のうち、倫理的判断がからむような事柄について独自に 30 項目を作成した（項目は表 1）。それらの項目について、「1 倫理的に許容できる」から「5 倫理的に全く許容できない」の 5 件法で評定を求めた。

(2) 被カウンセリング経験の有無 「カウンセリングを受けた経験がある」の 1 項目について、「ある」か「ない」かで回答を求め、「ある」と回答した場合にはさらにその回数・頻度について記述を求めた。

(3) 一般的な倫理観 「倫理は強制すべきものではない」、「倫理を守らない人は罰せられるべきである」の 2 項目について、「1 はい」、「2 どちらともいえない」、「3 いいえ」の 3 件法で回答を求めた。

III 結果

1. カウンセリング関連行為に対する倫理的許容度の平均値と標準偏差

カウンセリング関連行為に対する倫理的許容度を測定した 30 項目について、大学生と大学院生とを分けて項目ごとに平均値と標準偏差を求めた。結果を図 1、表 1 に示す。3、22、25 の 3 項目において大学生、大学院生ともに 4 点を超えていた。それに準ずる高得点を示した項目（平均点 3.6 点以上を基準とした）としては、4、8、14、16、20、24、27、28 が挙げられた。また反対に、大学生、大学院生ともに 3 点以下となった項目は、1、9、10、19 であった。

2. 倫理的許容度の意見分布

同じ 30 項目について、大学生および大学院生の回答の分布を表 2 に示した。回答者の 50%

表1 項目内容と群別の平均値、標準偏差およびF値

項目内容	大学生群		大学院生群		F値
	M	SD	M	SD	
1 カウンセリングの場で話されたことについて、カウンセラーどうしが職場で話し合う	2.69	1.19	1.63	0.55	24.1***
2 カウンセラーが相談者と恋愛関係になる	3.19	1.27	4.63	0.61	38.32***
3 カウンセリングの予約時間にカウンセラーが遅刻する	4.24	1.02	4.50	0.51	1.93
4 長期にわたりカウンセリングを担当していたカウンセラーがいきなり退職する	3.73	1.08	3.97	0.97	1.25
5 何のためにするのかという説明無しに心理テストをおこなう	3.33	1.23	4.44	0.76	23.21***
6 複数の人間がいる待合室で、カウンセラーが相談者の名前を呼ぶ	2.94	1.11	3.25	1.22	1.89
7 カウンセラーが自分自身の悩みを癒すためにカウンセリングをしている	3.22	1.27	3.28	1.65	0.05
8 カウンセラーが学会や研修会にほとんど参加していない	3.71	0.96	3.88	0.87	0.72
9 カウンセリングの経過を学術論文に発表する（個人が特定できないよう配慮、本人の了解を得る）	2.14	1.06	1.44	0.67	12.6**
10 相談者が虐待を受けていると分かった時に、了承無しに児童相談所に通告する	2.96	1.31	2.78	1.34	0.48
11 カウンセラーが、自分の専門でない技法を用いてカウンセリングをおこなう	3.65	0.97	3.00	1.19	10.05**
12 カウンセラーが、相談者の体に触れる	3.54	1.05	3.88	1.13	2.52
13 カウンセラーが睡眠不足でカウンセリングをおこなう	3.61	1.09	3.50	0.95	0.25
14 どのような相談内容に対しても、同じ技法（例えば行動療法のみ、など）を使用する	3.78	0.99	3.88	0.66	0.28
15 カウンセラーと相談者が街で偶然出会ったので、お茶を一緒に飲む	2.38	1.12	4.53	0.72	105.19***
16 カウンセリングを始める前に、どのような内容で進めるかという説明をしない	3.69	0.89	4.09	0.86	5.27*
17 カウンセリングの時間に、趣味の話や天気の話ばかりする	3.26	1.09	3.88	1.01	8.23**
18 カウンセラー自身が詳しくない分野の相談事であっても、カウンセリングを引き受ける	3.62	0.93	3.53	0.92	0.21
19 おねしょを治しに来た相談者に対し、対人関係についても改善するようカウンセリングをおこなう	2.91	0.93	2.84	0.88	0.13
20 カウンセリングをワンウェイミラーで隣の部屋から観察する（了解無しで）	4.07	1.04	3.75	1.44	1.99
21 大学院生が、教官から指導を受けながら、カウンセリングを担当する	3.43	1.06	1.63	0.75	80.43***
22 特に勉強したことのない心理テストを使用する	4.10	0.91	4.34	0.75	1.95
23 カウンセラー側の理由で予約をキャンセルする	3.82	1.07	3.53	1.11	1.81
24 カウンセリングの経過を学術論文に発表する（個人が特定できないよう配慮、本人に無断で発表）	3.67	1.19	3.72	1.57	0.04
25 カウンセリングの時間、料金、秘密を守るなどについて契約書を交わさない	4.07	0.92	4.19	1.15	0.36
26 カウンセリングの場で話されたことについて、カウンセラーが家族と話し合う	3.50	1.27	4.19	1.00	8.00**
27 カウンセリングの記録をカルテなどに残さない	3.75	0.85	4.31	0.69	11.66**
28 「死にたい」といった相談者に対し、特に具体的な行動は起こさない	3.99	1.07	3.84	0.81	0.52
29 未成年の相談者が「自分の妊娠について親には内緒にしてほしい」と言うので黙っている	3.13	1.04	3.53	0.95	3.94*
30 カウンセリングの経過を本に書いて発表する（個人が特定できないよう配慮）	3.03	1.16	2.81	1.18	0.85
倫理は強制すべきものではない	1.63	0.67	2.22	0.79	17.87***
倫理を守らない人は罰せられるべきである	2.03	0.61	1.88	0.71	1.44

* p<.05、** p<.01、*** p<.001

以上が選択肢5「倫理的に全く許容できない」と選択した項目は、大学生においては認められず、大学院生においては2、3、5、15、25、26の6項目となった。反対に、50%以上が1「倫理的に許容できる」と選択した項目は、大学生においてはみられず、大学院生については9、21と2項目みられた。

また、調査対象者全体の30%以上が「3どちらともいえない」と回答した項目を取り上げた。本調査の30項目は職業倫理にかかわる状況について記述したものであるため、おのずとその是非の判断が程度の差こそあれ困難であると考えられる。判断に迷う項目については、5件法の中の「3どちらともいえない」にとりあえず回答をする、という可能性が十分に考えられ

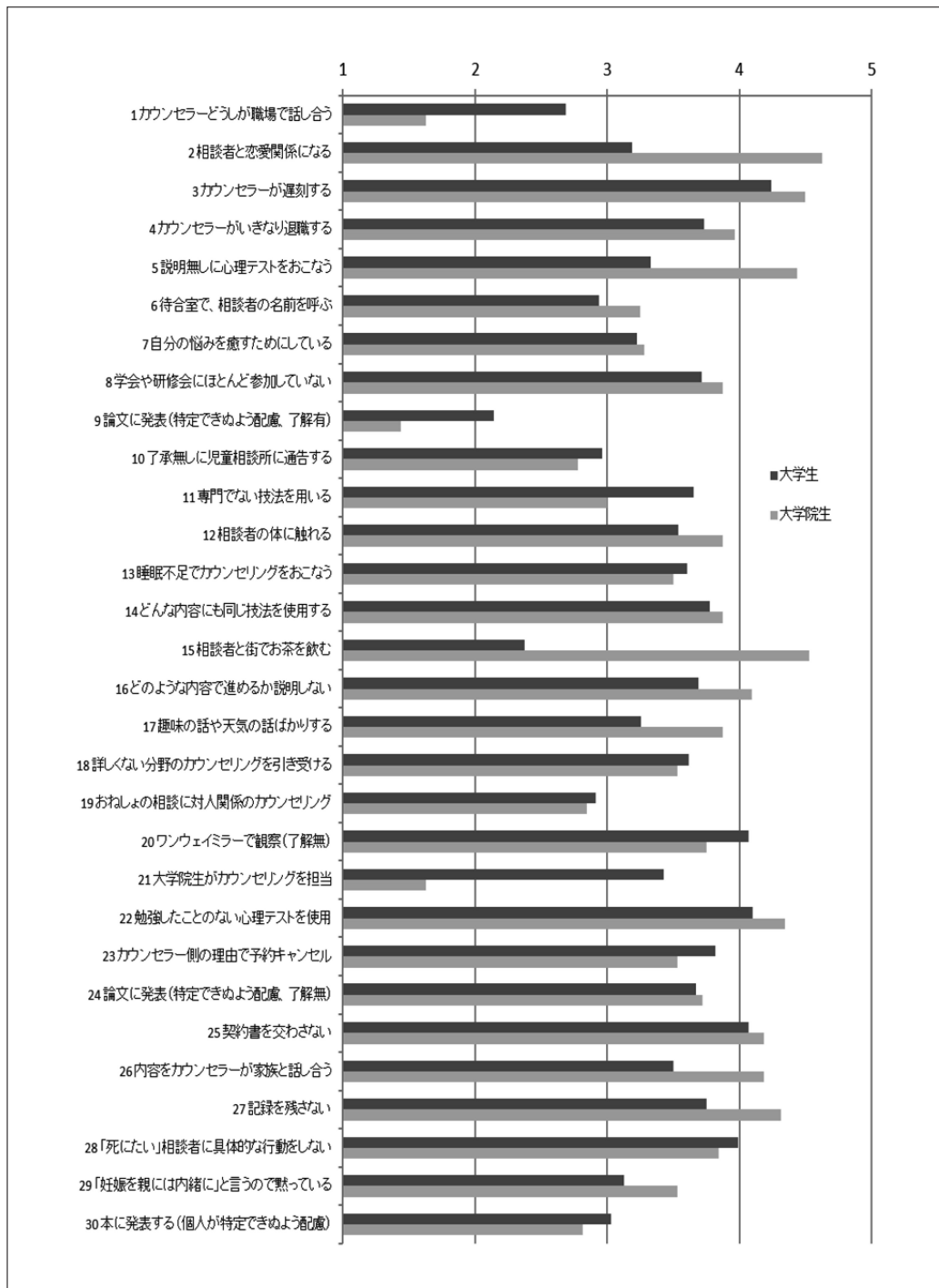


図1 各項目の群別平均値 *項目は要約

表2 項目ごとの度数分布

	大学生					大学院生				
	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
1	13.4	42.0	15.2	21.4	8.0	40.6	56.3	3.1	0.0	0.0
2	12.5	17.0	27.7	25.0	17.9	0.0	0.0	6.3	25.0	68.8
3	4.5	3.6	4.5	38.4	49.1	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0
4	4.5	7.1	26.9	33.9	27.7	3.1	6.3	9.4	53.1	28.1
5	10.7	13.4	26.8	30.4	18.8	0.0	3.1	6.3	34.4	56.3
6	12.5	18.8	39.3	21.4	8.0	9.4	18.8	25.0	31.3	15.6
7	11.6	17.0	28.6	23.2	19.6	28.1	6.3	6.3	28.1	31.3
8	2.7	5.4	32.1	37.5	22.3	3.1	3.1	15.6	59.4	18.8
9	33.9	32.1	21.4	10.7	1.8	62.5	34.4	0.0	3.1	0.0
10	14.3	28.6	19.6	21.4	16.1	18.8	31.3	15.6	21.9	12.5
11	2.7	9.8	25.0	44.6	17.9	9.4	31.3	18.8	31.3	9.4
12	4.5	7.1	40.2	26.8	21.4	3.1	9.4	21.9	28.1	37.5
13	4.5	14.3	17.0	44.6	19.6	6.3	6.3	25.0	56.3	6.3
14	3.6	5.4	25.0	42.0	24.1	0.0	3.1	18.8	65.6	12.5
15	24.1	36.6	21.4	13.4	4.5	0.0	3.1	3.1	31.3	62.5
16	0.9	8.9	27.7	45.5	17.0	0.0	3.1	21.9	37.5	37.5
17	7.1	15.2	34.8	30.4	12.5	3.1	6.3	18.8	43.8	28.1
18	2.7	8.0	29.5	44.6	15.2	3.1	9.4	28.1	50.0	9.4
19	5.4	27.7	41.1	22.3	3.6	6.3	25.0	50.0	15.6	3.1
20	1.8	8.0	15.2	31.3	43.8	9.4	15.6	12.5	15.6	46.9
21	3.6	17.0	28.6	34.8	16.1	50.0	40.6	6.3	3.1	0.0
22	1.8	3.6	15.2	42.0	37.5	0.0	3.1	6.3	43.8	46.9
23	1.8	14.3	13.4	41.1	29.5	3.1	21.9	9.4	50.0	15.6
24	7.1	8.0	25.0	30.4	29.5	18.8	6.3	6.3	21.9	46.9
25	0.9	2.7	25.0	31.3	40.2	3.1	6.3	18.8	12.5	59.4
26	8.0	15.2	23.2	25.9	27.7	0.0	6.3	21.9	18.8	53.1
27	0.0	5.4	35.7	37.5	21.4	0.0	0.0	12.5	43.8	43.8
28	3.6	4.5	22.3	28.6	41.1	0.0	0.0	40.6	34.4	25.0
29	6.3	18.8	42.0	22.3	10.7	6.3	6.3	21.9	59.4	6.3
30	8.9	26.8	28.6	24.1	11.6	12.5	28.1	37.5	9.4	12.5

るためである。その結果、大学生については項目6、8、12、17、19、27、29と7項目が該当し、大学院生においては項目19、28、30の3項目のみが該当した。さらに、金沢ら（1996）の分析を参考にして、選択肢1と2の合計と、4と5の合計の差が10%以下となる項目を、判断の分かれる賛否両論の項目と定義し抽出したところ、大学生においては6、10、19、29、30の5項目が、大学院生においては11の1項目のみが該当した。

これらの結果から、大学生は、大学院生に比して何が倫理的で何が非倫理的行為かを明確に判断することが困難であり、その回答はばらつきがちであるといえよう。一方大学院生は、臨床の場において倫理的判断が必要とされる際にある一定の判断を下しうる、あるいは下せるように普段から思考しているといえるだろう。またその回答の一致度は高く、倫理的判断にはある程度コンセンサスがみられるといえる。

3. 大学生と大学院生との差

一般的な大学生群と、臨床心理学を専門的に学び始めている大学院生群とのあいだに倫理的許容度や倫理観に差がみられるかを確認するため、これらの項目の得点を従属変数とする多変量分散分析を行った。その結果、群の主効果が認められた (Wilks' lambda=.247, $p<.001$)。そこで従属変数ごとに分散分析を行い群間の差を検討したところ、項目1、9、11、21については大学生群の得点が有意に高く、2、5、15、16、17、26、27、29については大学院生群の得点が有意に高かった (結果は表1)。

また、一般的な倫理観の項目については、「倫理は強制すべきものではない」の項目において大学院生の方が有意に得点が高かった。倫理には強制力があると考える大学院生が多く、より倫理意識が厳しいと考えられる。

4. 被カウンセリング経験による差

カウンセリングを受けた経験の有無が、こういった倫理的状況に対する態度に関連しているかを確認するために、調査対象者を経験が有る群と無い群に分け (以下「有り群」、「無し群」とする)、倫理的許容度を測定する30項目を従属変数とする多変量分散分析を行った。分析は大学生と大学院生と分けて行った。大学生 (有り群12名、無し群100名)、大学院生 (有り群9名、無し群19名) とともに、それぞれ Wilks' lambda=.753, $p>.10$ 、Wilks' lambda=.021, $p>.10$ となり群の主効果はみられなかった。被カウンセリング経験の有無は、倫理的許容度の判断には影響を与えなかったといえる。

IV 考察

1. 倫理的許容度について

本研究では、カウンセリングにまつわる様々な事柄のうち、倫理的な判断がかかわってくるような行為について、どの程度それが許容できると考えるかについて調査を行った。まず全般的な傾向として、4点以上と高い得点を得たのは、カウンセラーの遅刻や不勉強、不十分なインフォームド・コンセントなど、その行為が倫理といった言葉を持ち出すまでもなく「悪い」と判断できるような項目であった。4点以上とまではいかずとも、それに準ずる高得点を得た項目の内容の多くは、やはりカウンセラーの普段からの不勉強と、そのような不勉強から導かれるであろうカウンセリング時の不適切な対応、そしていきなりの退職によりカウンセリングの継続に責任を持たないことなど、対人援助職としての資質およびその資質を向上させようとする意識の有無についてのものであった。全体的に、当たり前ではあるが、職務内容に対する怠慢は許されざる行為とみなされるようである。カウンセラーには専門職として一定の技術とその研鑽が求められていると考えられる。また、カウンセラーの遅刻やキャンセル、急な退職などの行為についても許容できないとする回答が多く、これらの行為がカウンセラーと相談者との信頼関係を傷つける可能性は高いようであった。確かに、カウンセラーが職務に対する責任を軽視していると言われても仕方のない振舞いであろう。その他の高得点の項目としては、無断での事例公表、了解なしでのカウンセリング観察、カウンセリング開始前の説明不足、記録不保持などがあった。これらはすべて、カウンセリングを進めていくうえで必要となる相談者への説明責任が損なわれていることを指摘する項目であり、カウンセリングを受ける、ある

いは受けようとする立場の人々が自らの権利を尊重されることを強く望んでいる姿がみてとれよう。心理臨床に携わる人間としては、このようなニーズが強く持たれていることを認識し、自らの資質を向上させ、そして相対する相談者の権利を十分に尊重することが必要である。

また反対に3点以下の低得点であったのは、カウンセラー同士のカウンセリング内容についての話し合いや、本人の了承を得たうえでの事例公表、了承無しでの虐待事例を児童相談所へ通告することであり、プライバシーや権利を尊重されたうえでのカウンセリング経過の取り扱いについては倫理的に問題無いと判断されたようである。ここからも同様に、十分に説明を行うことは大事であるということがうかがえる。

なお、低得点であったもう1つの項目に「おねしょを治しに来た相談者に対し、対人関係についても改善するようカウンセリングをおこなう」というものがあつた。これについては、この文言の内容だけでは情報が足りずいかようにも判断し難いという点は調査上の問題として挙げられるであろうが、さておき相談者のニーズにどう答えるかという意味では、安易に倫理上問題は無いと言い切れる項目内容ではないといえる。しかしながら、この項目に対し倫理的に許容できると考える者が多かつたのは、調査対象者が大学生・大学院生と年齢が高く、おねしょを悩みとして抱えてくる相談者について具体的にイメージしづらかつたという可能性、あるいは、カウンセリングとはそのような即物的な内容への対応だけでなくもっと人間関係の悩みや人格的な成長などのテーマを取り扱うはずのものだ、という思い込みが付与されている結果かもしれない。おねしょをする子どもは対人関係の問題も併せ持つであろうという思い込み、そしてそれがあるならばそれを「改善」すべき、という傲慢な善意が、世間には、そしてカウンセラーになろうとする大学院生には存在している結果とも解釈できる。また相談者の立場にしてみれば、このような、カウンセリングとは何か思いもよらない問題点を指摘されそれを改善させられるもの、といったイメージがあるのかもしれない、それがカウンセリングへの敷居を高くしている可能性も想定できる。

さらに本研究では、一般的な人々の意識を代表すると考えられる大学生と、心理臨床の専門家を志し勉強を始めた心理臨床の初心者である大学院生との意識の比較を行った。これらの結果は、いまだ勉学中の大学院生である、という但し書きはつくものの、そのままカウンセリングを「受ける」立場であると考えられる人々と、カウンセリングを「行う」側の人間との考え方のズレを表すものとも考えられる。

分析の結果、大学生が大学院生よりも許容できないと感じたものは、まずプライバシーが保護されたうえでのカウンセリング経過の開示にかかわる内容であつた。平均値はそれほど高くないことから、そういった行為が倫理的におそらく問題は無いであろうと判断する大学生も多いようである。しかし、大学院生にとってのその行為の受け止め方よりも抵抗感が強いものであることは推察される。カウンセラーあるいはその予備軍としての大学院生としては、ケースカンファレンスやスーパーヴィジョンなどでケースの内容を話し合ったりすることや、事例論文を読めることをややもすれば当たり前のこと、自明のことと感じてしまっているところがあるが、一般の人々においては決してそれが当たり前ではないということが示されている。カウンセリングの開始にあたっては、秘密保持の範囲について詳細に説明し同意を得ることが、その後の感情の行き違いを防止する手段になるといえるであろう。その他、カウンセラーの専門性についても、非常に厳格・厳密なものにとらえられており、カウンセラーが実際の臨床場面で折衷的に技法を用いるのは日常的にみられることとは思うが、そのような対応の際にも、相

談者に対する説明が必要なかもしれない。またその厳密さへの期待ゆえか、大学院生が指導を受けながらとはいえ単独でカウンセリングを担当することにもやや抵抗感がみられるようであった。

逆に大学院生の方が倫理的に許容できないと判断した内容は、まずカウンセラーと相談者とのあいだの関係性についてであった。相談者とのカウンセリングの場以外での交流について、大学生は寛容である一方、大学院生は許容できないと強く感じているようである。現代の、臨床心理学を学んでいる大学院生は、カウンセラーの援助対象者への影響力の強さ、そしてそこから生じる可能性のある多数の問題について学んでおり、こういった行為がカウンセリングに好ましくないということを熟知していると考えられる。一方で、一般の人々にはそういった多重関係の問題などはおそらくほぼ知られていないため、このような結果になっているといえよう。多重関係を持つことに対し一般の人々にはそれほど抵抗は無いため、カウンセラー側が意識していないとこのような関係が安易に発生しがちといえる。その結果、無自覚のうちにカウンセリングに悪影響を及ぼす可能性が想定される。それゆえ、特にカウンセラー側が十分注意して臨む必要がある問題だと考えられよう。

他には心理検査やカウンセリングを始めるに際しての説明不足、記録を残す必要性についても、大学院生は強い問題意識を持っているようであった。これらの項目についても、特に心理検査については、受ける側としては説明が無くとも「そのようなものか」と受け取るものと考えられるが、相談者の権利を尊重するにはやはりカウンセラー側からの説明といった働きかけは重要であると考えられ、その意識が大学院生には身につけているのではないかと考えられる。

カウンセリング中に雑談などをしすぎないという項目については、大学生には意外にもそれほど意識されることではないようであった。雑談も時には援助に必要なものと考えられたのかもしれない、つまりはこういった行為が、やはり何ら抵抗なく相談者に受け入れられてしまう可能性があるということである。もちろん雑談にも多くの機能はあるものの、それだけに時間を費やすのは、相談者の権利を保障するという意味においては褒められることではないであろう。カウンセラー側が心して対応しないと、相談者の時間を無駄に費やすという不利益につながる可能性がある。

その他、守秘義務にかかわる2項目についても差がみられた。カウンセリングの内容を家族に話すことについて、大学院生は簡単には許容できることではないと判断しており、一方、妊娠などの相談内容については、安易に秘密を守るだけでは相談者を守ることにはつながらないと判断しているようである。かたや大学生においては、家族に話すことについてはそれほど激しい拒否反応はみられず、守秘義務といってもそれほど厳密さを期待していないのかもしれないし、カウンセリングを受けるといって距離があり自分に引き寄せて具体的なイメージができなかったのかもしれない。だからこそ、妊娠などの相談内容については、「秘密を守っているのだから悪いことではないのではないか」という常識的判断を大学生はしてしまい、それがどのような結果をもたらすかについて、ひいては個人の権利の尊重までは思いが至らなかったのではないだろうか。

なお一般的な倫理観については、大学院生の方が倫理にはある程度強制力があると認識しており、このような態度が全体の判断にも影響を及ぼしていると考えられた。

また、カウンセリングを受けた経験の有無が倫理観に及ぼす影響も併せて分析した。しかし大学生と大学院生を通じ一貫した何らかの差異はみられなかった。実際にカウンセリングを受

けた経験があっても、それはあくまでもユーザーとしての個人的な体験であって、カウンセリング行為というものに対する意識にまでは影響を及ぼさなかったと考えられる。ここからは、被カウンセリング経験の長い相談者を相手にした場合であっても、カウンセリングの進め方やルールなどを、既知のことであろうと勝手に判断せず、きちんと説明を行うといったことが重要であると考えられる。

2. 倫理的判断の意見分布について

項目ごとに回答の分布をみたところ、大学生に比べ大学院生の回答はばらつかない傾向があり、大学院生の判断には一定のコンセンサスがみられることが明らかとなった。金沢ら（1996）の研究においては、日本のカウンセラーにおいては判断のコンセンサスがアメリカに比してみられないと結論付けられていたが、本研究では、項目の違いがあるため単純に比較はできないものの、その後の日本における倫理への関心・学びの意欲の高さ、大学院での教育プログラムの進歩などから、日本の大学院生レベルにおいても、倫理的判断においてある程度共有できる感覚が養われたのではないかと推測できる。

また、これら判断が比較的容易な内容とそうでないものがあるということも示された。多くの大学院生が倫理的でない判断したものは、やはり多重関係、カウンセリング行為への説明不足、守秘義務に関する項目などであった。また反対に倫理的であると判断したものは、個人情報に配慮したうえでの事例発表と、大学院生によるケース担当の項目であった。倫理的であるという判断については、実際に彼ら自身が経験していることであるため、判断基準が共有されていたと考えられる。一方、大学生の回答はばらつきがちであり、多くが「どちらでもない」と回答したもの、あるいは意見が分かれたものとして、守秘義務に関する項目が多くを占めた。ただし守秘義務といっても、待合室で名前を呼ぶことや未成年の妊娠問題など、やや複雑な状況にまつわる場合であった。他にも、相談者の体に触れることや先にも触れたおねしょについての相談の項目などが挙げられていた。全体的に、大学生は、倫理的な判断というよりは善悪として一般的な判断になっており、文面上からすでに好ましくない行為であろうと判断しやすいものについては回答できるが、やや困難な場面設定になると途端にあまいな回答になってしまっているようであった。大学院生は、教育の場で学んだであろう倫理規定に記載されているような行為に対しては、それにのっとって判断できているものの、明文化されていないような複雑な状況になると判断がばらつくようであった。

3. まとめ

以上のように、大学生および大学院生に対し、カウンセリングにまつわる様々な行為についての倫理的許容度について調査を行った。調査の結果、やはりカウンセラーが研鑽を怠ることについては厳しい目があり、知識・技術については一定の水準を保ってほしいという期待があること、カウンセリングに伴う事柄については説明を十分してほしいと考えていること、基本的な信頼関係の前提として、突然セッションを妨げるような行為はやめてほしいと考えていることが明らかとなった。また、特に大学院生においては、多重関係の問題やカウンセリングの内容そのものについての意識が高いが、大学生はむしろ、カウンセラーへの専門性への期待が強く見て取れた。カウンセラーがその技術を磨こうとしているかどうかはカウンセラー側にしか知り得ない情報であり、相談者自身が確認できないことであるため、その不安が回答に反映

されたともいえる。それゆえ、カウンセラーは本研究で明らかにされた相談者の感覚やニーズを知っておき、その信頼に応えられるよう、高い倫理観を持つと日々努める必要がある。相談者が何がしかの不満や疑問を抱いたとしても、直接カウンセラーにクレームをつけるのは難しいことが多いと考えられるため、その点を十分に配慮し、相対する相談者の権利を守るため、意識を高めておくことが重要であろう。ただし、本研究のデータは2007年から2008年のものであり、それ以降、公認心理師という国家資格が作られた等の社会の情勢変化を踏まえると、カウンセラーの業務内容のあり方についての一般の人々の理解はもう少し広いものとなっている可能性も考えられる。

なお本研究では、一般的な相談者の代表として、大学生を調査の対象とした。しかし、カウンセリングの裾野は広く、様々な年代の人々が相談に訪れるのが現実である。今後は、青年期以外の群についての意識調査も必要となるであろう。また本研究の結果は、一般的な傾向として得られたものであり、全ての相談者がこのような感覚を等しく持ち合わせているという意味では決してない。臨床実践の試みと同様に、相対する相談者が一体何を感じ何を必要としているのかはその相談者ごとに読み取る必要があることは言うまでもない。

引用文献

- Corey, G., Corey, M.S., Callanan, P. (2003) : Issues and Ethics in the Helping Professions (6th edition). Pacific Grove : Brooks/Cole, a division of Thomson Learning. 村本詔司 (監訳) (2004) : 援助専門家のための倫理問題ワークブック 創元社
- 金沢吉展 (2002) : 心理臨床・カウンセリング学習者を対象とした職業倫理教育－その効果と参加者の感想内容の分析から 心理臨床学研究、20 (2)、180-191.
- 金沢吉展 (2004) : 臨床心理学における職業倫理的意思決定に関する基礎的研究－倫理的意思決定モデルの検討 明治学院大学心理臨床センター紀要、2、3-19.
- 金沢吉展 (2006) : 臨床心理学の倫理を学ぶ 東京大学出版会
- 金沢吉展・沢崎真史・松橋純子・山賀邦子 (1996) : 学生相談における職業倫理－日本学生相談学会会員の調査結果から 学生相談研究、17 (1)、61-73.
- 慶野遙香 (2010) : 初学者の倫理的困難場面における判断と気づきの検討 心理臨床学研究、28 (5)、643-653.
- 松原達哉 (2006) : カウンセラーの倫理 金子書房
- 松田純・江口昌克・正木祐史編 (2009) : ケースブック心理臨床の倫理と法 知泉書館
- 水野修次郎 (2006) : カウンセラー必携 最新カウンセリング倫理ガイド 河出書房新社
- 日本臨床心理士会 (2004) : 日本臨床心理士会倫理規定・倫理綱領 日本臨床心理士会雑誌、13 (1)、13-17.
- 日本心理臨床学会倫理委員会 (1999) : 倫理問題に関する基礎調査(1995年)の結果報告 心理臨床学研究、17 (1)、97-100.
- 日本心理臨床学会倫理委員会 (2002) : わが国の心理学・医学系諸団体の倫理規定に関する調査 心理臨床学研究、20 (2)、195-200.
- 日本心理臨床学会倫理委員会 (2006) : 臨床心理士養成指定大学院教員の倫理教育に関する意識調査 心理臨床学研究、24 (5)、621-627.
- 末廣晃二 (1999) : 倫理委員会報告－倫理に関するアンケート実施結果について 日本臨床心理士会報、20、33-34.
- 鐘幹八郎 (1997) : 心理臨床における「倫理感覚」の育成 心理臨床学研究、15 (2)、211-215.